

2019年度からの自転車通学許可区域

2018/7/2

市・区・町		自転車許可区域となる小学校区など
広島市	中区	白島小, 基町小, 榻町小, 袋町小, 竹屋小, 千田小, 本川小, 中島小, 吉島東小, 吉島小, 神崎小, 舟入小, 江波小, 広瀬小(西区の中広町一丁目・中広町二丁目を除く)
	東区	温品小, 牛田小, 中山小, 尾長小, 矢賀小, 白島小(中区), 榻町小(中区)
	南区	荒神町小, 段原小(段原三丁目・段原四丁目・段原南二丁目を除く), 青崎小(青崎一丁目・青崎二丁目・小磯町を除く), 向洋新町小, 皆実小, 翠町小, 大河小(段原南一丁目, 出汐一丁目・出汐二丁目, 旭二丁目・山城町に限る), 仁保小(仁保四丁目・仁保南一丁目に限る), 楠那小, 宇品東小, 宇品小, 元宇品小, 大州小(大州三丁目・大州四丁目・大州五丁目に限る), 白島小(中区), 榻町小(中区)
	西区	ありません
	安佐南区	ありません
	安佐北区	ありません
	安芸区	船越小
	佐伯区	ありません
安芸郡	府中町	府中小, 府中南小(青崎南・新地を除く), 府中中央小, 府中東小, 府中北小
	海田町	海田小, 海田西小

備考

※小学校区(小学校通学許可区域)とは、各教育委員会が定めた指定通学区域のことです。

※上記のエリアに居住(住民票にも記載)していることが許可条件となります。

※自宅から最寄り駅等までの自転車通学は、学校から半径2.5km以上で、最寄り駅等に駐輪場がある場合に許可することができます。

※往路・復路ともに、自宅からの通学であり、立ち寄り等は認められません。

※特別な事情がある場合、ご相談ください。

※自転車置き場に限りがあります。そのため次の小学校区は、自転車通学許可区域であっても許可できない場合があります。

(矢賀小・荒神町小・段原小・青崎小・大河小・仁保小・大州小・向洋新町小・大州小・府中南小)

※安全点検をはじめ、防犯登録、ヘルメット・後ろかご・ひも等が必要です。詳しくは自転車通学許可手続きの際に説明します。

※2019年度以前に許可している在校生については、暫定措置として、従来の区域を考慮します。